

第六、従来ノ手当ヲ本給ニ繰入ル、コト

答

コレハ昨年六月ニ手当ハ凡テ本給ニ繰入レテアリマス

第七、工場内ニ医務室ヲ設置スル事

設置セホル場合ハ作業時間中ニ治療ヲ受クル事但シ入院室ヲ有スル病院ヲ選ブコト

答

（一）医務室ノコトヲ経費ノ問題ガアリマス 目下ノ會社ノ

経費デハ御希望ニ副フコトガ出来マセシ

（二）就業時間中ニ治療ノコトハ必要ナル人ニハ就業中ニ

治療ヲ受ケラル、様ニ扱ツテ居マス

（三）目下ハ慶應病院、矢花医院、太田医院、恒石堂医院、田新

テ治療ヲ受ケテ居マスガ今ハ野長谷部病院ヲ頼ムコトニ

致シマセウ

第八、公傷ノ場合ハ日給ノ八分ヲ支給スルコト

答

コレハ工場法ノ規定ニ依ツテ居マスガ負傷ノ程度家庭ノ

事情其ノ他ニ依リ入カ造ヲ支給スルト言フ内規ガ出来テ居

リ且ツ実行シテ居マス

第九、給料支払日ヲ格四日、末日ノ二回トスル事

答

コレ造給料支払ノ翌日ハ出勤者カ多イ事實ガアリマシタノ

デ休日ノ前トシタノテスガ皆甘ニカ此点ヲ御心得ニナレバ

御希望ニ副フ様ニ致シマセウ

以上

求(解雇手当)ヲ受ケル